2　前項の場合においては、医療法施行令第四条の四の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、医療法第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十条の四第一項に規定する医療計画の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同法第七条の二第一項中「において、」とあるのは「において、前条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「認める」とあるのは「認め、前条第一項又は第二項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」とあるのは「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこととし、第二項の規定により同条第三項」とする。

第百七十四条の四十九の二第一項中第三十号を第三十一号とし、第五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉法施行令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定等に関する事務

第百七十四条の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に「、同法第十二条第五号の規定による施設の指定」を加える。

第百七十四条の四十九の八第一項中「知的障害者福祉司の設置」の下に「、同法第十四条第五号の規定による施設の指定」を加える。

第百七十四条の四十九の十四第一項中「事務（」の下に「同法第四十八条第六項第三号及び同令第十五条から第二十条までの規定による登録養成施設の登録等、同項第四号並びに同令第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十四条の規定による登録講習会の登録等」を、「制定」の下に「並びに同令第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設の登録等」を加える。

別表第一理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）の項を削り、同表診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の項中「第八条から第十条まで及び第十三条」を「第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段」に改め、同表保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の項中「第十二条から第十四条まで及び第十七条」を「第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段」に改め、同表歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の項中「第十条から第十二条まで」を「第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段」に、「第十六条」を「第十六条後段」に改め、同表美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）の項を削り、同表臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の項中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段」に、「第十六条」を「第十六条後段」に改め、同表調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）の項を削り、同表戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）の項中「第二条及び」を「第一条第三項及び第四項、第二条並びに」に改め、同表戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）の項中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、同表戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の項中「第二条及び」を「第一条第三項及び第四項、第二条並びに」に改め、同表理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）の項中「第十条から第十二条まで」を「第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段」に、「第十五条」を「第十五条後段」に改め、同表戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）の項中「第三条及び」を「第二条第三項及び第四項、第三条並びに」に改め、同表戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十二年政令第百八十八号）の項中「第二条及び」を「第一条第三項及び第四項、第二条並びに」に改め、同表視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）の項中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段」に、「第十六条」を「第十六条後段」に改め、同表歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の項中「第三条から第五条まで」を「第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の二後段」に改め、同表あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の項中「第二条から第四条まで及び第七条」を「第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段」に改め、同表柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の項中「第三条から第五条まで及び第八条」を「第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段」に改める。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第三十五条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項の表医療法施行令第一条の表第七条第一項の項の項、医療法施行令第一条の表第七条第三項の項の項及び医療法施行令第一条の表第八条の二第二項及び第九条第一項の項、第十二条第二項の項、第二十四条第一項の項及び第二十八条の項の項を削り、同表医療法施行令第一条の表第二十三条の二の項の項の次に次のように加える。

医療法施行令第一条の表第二十四条第一項の項及び第二十八条の項	主務大臣	当該病院、診療所又は助産所の開設者である国立大学法人

第二十二条第二項の表医療法施行令第四条の五の表第三条の二の項及び第四条第二項の項の項及び医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項の項を削り、同表歯科衛生士法施行令第九条の表第三条の項、第四条第一項の項、第四条第二項の項、第五条の項及び第六条第一項の項の項上欄中「第五条の項及び第六条第一項の項」を「第五条第一項の項、第六条第一項の項及び第八条の二の項」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三十六条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成十九年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

別表中「第六条」を「第五条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十二条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（医療法施行令及び地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の医療法施行令（以下「旧医療法施行令」という。）第一条の規定により読み替えて適用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項から第三項まで、第十二条第二項、第十六条及び第二十七条の規定によりされた承認又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請で、施行日においてこれらの承認又は承認の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における同法第七条第一項から第三項まで、第十二条第二項、第十六条及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。